

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成30年5月17日  
(平成30年4月受付分)



平成30年4月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、1件でした。今回は(独)国民生活センターの注目テーマ「クーリング・オフ」を情報提供します。

## ◆正しく知ろう！クーリング・オフ制度

### ☆クーリング・オフってなに？

クーリング・オフは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

### ☆クーリング・オフができる主な取引と期間

- ・訪問販売 8日間
- ・訪問購入 8日間  
(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの)
- ・電話勧誘販売 8日間
- ・特定継続的役務提供 8日間  
(エステや学習塾などの一部)
- ・連鎖販売取引(マルチ商法) 20日間
- ・業務提供誘引販売取引 20日間  
(内職商法、モニター商法等)



訪問販売



電話勧誘販売



内職商法



キャッチセールス



アポイントメントセールス

※消費者庁イラスト集より

### クーリング・オフ



頭を冷やす



**通信販売・店舗購入にはクーリング・オフ制度はありません！**

### 👍アドバイス

- クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。
- クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。はがきでできます。
- はがきの両面をコピーし、「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付しましょう。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。自己都合による返品については事業者が設けた特約に従うこととなります。特約がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日間以内であれば返品できます。(送料は消費者負担)
- クーリング・オフ通知の書き方や手続き方法が分からないときは、一人で悩まず、消費生活センターへ相談しましょう。

※(独)国民生活センター注目テーマ「クーリング・オフ」より抜粋。

**LINE@で情報発信します！**

アカウント名: 岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、  
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で  
左のQRコードを読み取ってください。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)



相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)